

令和6年度第1回 北海道内部統制推進員会議 議事録

日 時：令和6年10月30日(水) 16:00～16:10

場 所：本庁舎 3階 テレビ会議室

出席者：別紙名簿のとおり

(高見イノベーション推進局長)

- ・ それでは、ただいまから、「令和6年度第1回北海道内部統制推進員会議」を開催する。
- ・ 本日進行を務めさせていただき高見。本日は、お忙しい中、また急な参集にもかかわらずお集まりいただき感謝。
- ・ 本会議は、さきほどの庁議で設置されたものであり、本日は、3つの議題について事務局から説明をさせていただく。
- ・ まず、総括内部統制推進員である天野イノベーション推進監から、会議設置の趣旨についてご説明させていただく。

(天野イノベーション推進監)

- ・ 本日は、急な招集にもかかわらずお集まりいただき感謝
- ・ 先般、新型コロナウイルス臨時交付金を財源とした間接補助事業に関し、額の確定時期を誤ったことにより国費を返還する事案が発生。
- ・ その後、全庁調査を実施した結果、他の事業においても同様の事案が確認され、新たに8.9億円、当初の7.3億円とあわせて、返還額は総額で16.2億円となること明らかとなった。
- ・ この会議は、先ほど開催された庁議において、会議等の設置趣旨等について説明し、知事から、全職員が我がこととして受け止めた上で、組織全体の問題として不適正事務の防止に取り組むよう指示があったことから、今回決定された対策の効果的な実施に向けて全庁の密接な連携の下、再発防止に取り組むこととしたい。
- ・ 本日お集まりの皆様におかれては、この会議の趣旨をご理解いただき、内部統制制度のさらなる実効性の向上に向けてご協力を賜るよう、お願いする。

(高見局長)

- ・ では、議事を進める。
- ・ 「1 今回の事案を受けた再発防止策について」、「2 内部統制制度における重要リスク項目と重点項目について」「3 北海道内部統制推進会議の設置について」事務局から一括して説明する。

(林下改革推進課長)

- ・ 資料に基づき、説明。
(資料P1. 今回の事案を受けた再発防止策について)
- ・ 再発防止策に関する視点について、同様の事案が、複数の部局、複数の年度で発

生したことが確認されたことを踏まえ、再発防止策の検討にあたっては、職員個人の問題とするのではなく、道の組織全体で、機動的かつ効率的に取り組んでいくこととしたい。

- ・資料の中段から下が、再発防止策。これまでも、注意喚起の文書の発出や研修の実施に取り組んできたところだが、今後、人材の育成を図りながら、業務のマニュアル化の検討や業務プロセスの見直しなどを進める。
- ・こうした中、今回は3つの対策を講ずる。まず、補助金等の交付決定の決裁の段階で、間接補助事業であることや支出期限が確認できるよう、財務に関する関係規程の改正を実施。
- ・財務事務に関する通知などは、わかりやすいものとするとともに、組織としての伝達・共有を徹底。
- ・更に、内部統制の強化として、この度の「間接補助事業の額の確定に関する事項」を重要リスク項目に位置づけるとともに、対策の実効性を更に高めていくため、項目の重点化を図り、特に集中的に対策に取り組む。
- ・こうした再発防止策を効果的に実施していくため、新たに、この会議を設置し、全庁横断的に取り組む体制を強化。

(資料P2. 内部統制制度の概要)

- ・まず、内部統制制度について説明。
- ・内部統制制度とは、事務上のリスクの発生を抑制し、事務の適性な執行を図ることで、行政サービスの安定的な提供の確立などを目指すものであり、地方自治法の改正により、令和2年度から導入されたもの。
- ・道では、制度開始から5年目となるが、現在17の重要リスク項目を定めて対応策を講じている。

(資料P3. 重要リスク項目)

- ・重要リスク項目とは、各種業務のうち、リスク発生の可能性が高いものや発生した場合の影響度が大きいものを選定。

(資料P4. 令和6年度追加項目)

- ・今回の事案を踏まえ、まずは、「間接補助事業における額の確定の誤り」を重要リスク項目に追加し、今回講じる再発防止策の確実な実施につなげるとともに、更なる対応策についても検討。

(資料P5. 令和7年度重点取組項目)

- ・対策の実効性を更に高めていくため、集中的に再発防止に取り組む5項目を選定。
- ・上の3つ、支払い遅延、文書の誤送付、予定価格等の不適切な決定については発生件数が引き続き多い項目、下の2つ、準委任と間接補助の関係は、重要リスクに追加して間もない項目であり、より効果的な対策について改めて関係部局で検

討するなど、集中的に再発防止等に向けて取り組む。

(資料P6. 内部統制推進員会議の設置)

- ・こうした再発防止策の確実な実施やリスク事案に関する情報共有を行うため、この会議を設置。
- ・推進員である各部の次長・各振興局の副局長におかれては、再発防止に向けた取組に関する情報の横展開や、リスク事案に関する機動的な情報提供をお願いする。
- ・この会議は、年度当初など、重要リスク項目が選定され、各所属における取組が開始される時点などリスク対応の周知徹底が必要な場合のほか、道に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合の情報共有や調査の必要性が確認された場合などに開催を想定。
- ・私からの説明は以上。

(高見局長)

- ・今の説明にご意見、ご質問があれば伺う。

(阿部環境生活部次長)

- ・予算の適正な執行の確保を図ることを目的とし、考査監制度があると承知。考査監制度とのすみわけについて伺いたい。
- ・考査監は訓令設置だが、内部統制推進員も訓令で設置するのか。

(林下課長)

- ・考査監制度については、今回設置する内部統制推進員会議と機能や構成員が一部重複することとなることから、廃止することを予定。
- ・なお、考査監は訓令設置だが、内部統制推進員会議は、要綱設置となる。

(天野監)

- ・補足説明。内部統制制度については、地方自治法の改正により令和2年度から実施を義務づけられているもの。一方、考査監制度は、法令等の設置根拠がないことから、訓令設置としたところ。今回設置する内部統制推進員会議については、自治法に基づく内部統制制度の推進に伴い設置される会議という位置づけ。

(高見局長)

- ・他に質問等がなければ、以上で、令和6年度第1回北海道内部統制推進員会議を終了する。
- ・皆様におかれては、引き続き、所管職員に対する適切なマネジメントを実施するとともに、適正な事務執行についてご指導いただくよう、お願いする。